

本資料のうち、枠囲みの内容は
商業機密及び他社の機密事項を含む
可能性があるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0056_改3
提出年月日	2021年8月31日

基本設計方針に関する説明資料

【第73条 計装設備】

- 先行審査プラントの記載との比較表

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- 各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年8月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機

東海第二発電所	3. 計測装置等	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータとして、使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 【73条2】	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となつた場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。 【73条1】	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対処設備の他、使用済燃料プール監視カメラ（個数1）とする。 【73条3】
女川原子力発電所第2号機	備考	設計の差異 (女川の使用済燃料プール監視カメラの冷却装置はカメラ一体構造であるため、69条に記載。)		

先行審査プラントの記載との比較表

（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
□：番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表

(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

参考	備考
東海第二発電所	<p>女川原子力発電所第2号機</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となつた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。</p> <p>【73条8】</p>
東海第一発電所	<p>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となつた場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。</p> <p>【73条7】【73条9】</p>
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	<p>使用済燃料プールの監視で想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。</p> <p>【73条12】</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が 출력できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>【73条13】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表

(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

備考	設備名称の相違	設計の差異 (代替電源設備が喪失した場合にもバラメータを計測できるよう可搬型計測器を用いる設計としている。)
女川原子力発電所第2号機	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又是非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なバラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させたために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度及び水位に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予備1個を含む1セット26個(予備26個(緊急時対策建屋に保管)))(計測制御系統施設のうち「2.4 電源喪失時の計測」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計測接続等」の設備として兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。
東海第二発電所	【73条10】	なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の設定を行う際の考え方として、同一の物理量について、複数のバラメータがある場合は、いずれか1つの適切なバラメータを選定し計測又は監視するものとする。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

参考	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
○ 参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	2. 計測装置等 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することが困難となつた場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する設計とする。 【73条1】	2. 計測装置等 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することが困難となつた場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する設計とする。 【73条2】	重 大 事 故 等 が 発 生 し、当 該 重 大 事 故 等 に 対 处 す る た め に 監 視 す る こ と が 必 要 な パ ラ メ ッ タ と し て、原 子 炉 壓 力 容 器 内 の 温 度、压 力 及 び 水 位、原 子 炉 壓 力 容 器 及 び 原 子 炉 格 納 容 器 へ の 注 水 量、原 子 炉 格 納 容 器 内 の 温 度、压 力、水 位、水 素 濃 度 及 び 酸 素 濃 度、原 子 炉 建 屋 原 子 炉 棟 内 の 水 素 濃 度、未 臨 界 の 維 持 又 は 監 視、最 終 ヒ ト ト シ ッ ク の 確 保、格 納 容 器 バイ パス の 監 視 並 び に 水 源 の 確 保 に 必 要 な パ ラ メ ッ タ を 計 測 す る 装 置 を 設 け て 設 計 す る。 重 大 事 故 等 に 対 处 す る た め に 監 視 す る こ と が 必 要 な パ ラ メ ッ タ は、炉 心 損 傷 防 止 対 策 及 び 格 納 容 器 破 損 防 止 対 策 等 を 成 功 さ せ る た め の パ ラ メ ッ タ と し、計 測 す る 装 置 の 状 態 を 把 握 す る た め の パ ラ メ ッ タ と し、計 測 す る 装 置 は「表1 計 測 制 御 系 統 施 設 の 主 要 設 备 リ ス ト」の「計 測 装 置」に 示 す 重 大 事 故 等 対 处 設 备 の 他、原 子 炉 壓 力 容 器 温 度（個 数 5、計 測 範 囲 0～500°C）、フ イ ル ダ 装 置 入 口 壓 力（広 帶 域）（個 数 1、計 測 範 囲 -0.1～1 MPa）、フ イ ル ダ 装 置 出 口 壓 力（広 帶 域）（個 数 1、計 測 範 囲 -0.1 表 現 の 相 違 (設備名稱及び設備仕様の相違)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

参考	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機		<p>～1MPa), フィルタ装置水位（広帶域）(個数3, 計測範囲0～3650mm), フィルタ装置水温度（個数3, 計測範囲0～200°C), フィルタ装置出口水素濃度（個数2, 計測範囲0～30vol%のものを1個, 原子炉補機冷却水系系統流量（個数2, 計測範囲0～4000m³/h), 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量（個数2, 計測範囲0～1500m³/h) 及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8, 計測範囲0～500°C）とする。</p> <p>【73条3】</p>	<p>発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる6-2F-1母線電圧, 6-2F-2母線電圧, 6-2C母線電圧, 6-2D母線電圧, 6-2H母線電圧, 4-2C母線電圧, 4-2D母線電圧, 125V直流主母線2A電圧, 125V直流主母線2B電圧, 125V直流主母線2A-1電圧, 125V直流主母線2B-1電圧, 250V直流主母線電圧, HPCS125V直流主母線電圧, 高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力及び代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力を計測する装置は、重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>【73条6】</p>

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測</p> <p>格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) は、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能なある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。</p> <p>【73条4】 【67条28】</p>	<p>設計の差異 (原子炉格納容器内に設置する方式の水素濃度監視設備の監視に関する記載であり、女川固有の設備)</p> <p>設備名称の相違 設計の差異 (格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の構成及び仕様の相違。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

参考	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
2.3 計測結果の表示、記録及び保存 炉心損傷防止対策及び格納容器被損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となつた場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。 【73条8】	2.3 計測結果の表示、記録及び保存 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。 【73条7】【73条9】	2.3 計測結果の表示、記録及び保存 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。 【73条12】	重事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が不出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。 【73条13】

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
□：番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.4 電源喪失時の計測</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> <p>【73条10】</p>	<p>設計の差異 (設備仕様の相違及び計測するパラメータ数の相違による個数の相違。)</p> <p>表現の相違 (計測するパラメータの選定方法について記載している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

参考	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
○ 参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

参考	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
1. 放射線管理施設	1.1 放射線管理用計測装置 重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 【73条2】	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となつた場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。 【73条1】	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセスマニタリング設備に示す重大事故等対応設備、エリアモニタリング設備のうち使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）とする。 【73条3】

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

参考	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
○ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）	○	○	○
○ 参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	○	○	○

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

【〇〇条〇〇】開運する資料と 基本設計方針を組むための付録
＜開運する資料＞
赤色：様式-6に関する記述（付番及び下線）
青色：設置変更許可と基本設計方針（規範）からの引用以外の記述
黒色：設置変更許可と基本設計方針（規範）との対比
機械-1～機械-7の開閉器（輸出品説明資料）

要求事項との対比

【第 73 条 計装設備】
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類九	設備設計の明確化 (パラメータの明確化)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
措置又はこれらと同様以上の効果を有する措置を行ったための設備をいう。「当該重大事故等に対処するために監視する」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させることが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。(②) k【73条】	水素濃度、酸素濃度及び放射線量水圧等の計測装置を設ける。⑤ 重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により、当該重大事故等に対処する必要性に監視することが困難となるため監視する。⑥(①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k重複) バイパスの監視、水源の確保並びに使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 ①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k【73条】	うち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ(重要監視パラメータ)とする。⑦(①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k④重複) 重要監視パラメータ及び重要代用(重大事故等対処設備)を計測する設備(重大事故等対処設備)について、設計基準をを超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(最高計測可能温度等(設計基準最大値等))を明確にする。⑧(③a重複)	うち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータ(重心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ)⑨aは、「十」(1) 第10-1 表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の主要パラメータの選定で分類された主要パラメータ(重要監視パラメータ)とある。⑩(①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k重複)	監視機能喪失時に使用する設備	1. 計測装置等 2. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測	2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測
重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置」、「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」の「プロセスマニタリング設備」に示す重大事故等対処設備、エリヤモニタリング設備のうち使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量)及び使用済燃料プールの他、原子炉压力容器温度(個数5、計測範囲0~500°C)、フィルタ装置入口圧力(広帯域)(個数1、計測範囲-0.1~1MPa)、フィルタ装置出口圧力(広帯域)(個数1、計測範囲-0.1~1MPa)、フィルタ	水素濃度、酸素濃度及び放射線量水圧、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保並びに使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する場合において、当該パラメータを推定するためには必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。⑪(①a①b重複)	うち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータ(重心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ)⑫aは、「十」(1) 第10-1 表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の主要パラメータの選定で分類された主要パラメータ(重要監視パラメータ)とある。⑬(①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k重複)	重要監視パラメータ及び原子炉容積内の温度、圧力及び水位並びに原子炉压力容器及び原子炉容積への注水量等)の計測が困難となつた場合は又は計測範囲を超えた場合は、添付書類十の「第5.1-1 表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時の代替パラメータによる推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定			

第73条-4

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び系統監視規範からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更許可本文及び系統監視規範からの引用以外の記載	・様式-1への周開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	；前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	装置水位（広帯域）（個数3, 計測範囲0～3650mm）、フィルタ装置水温度（個数3, 計測範囲0～200°C）、フィルタ装置出入口水素濃度（個数2, 計測範囲0～30vol%のものを1個）、計測範囲0～100vol%のものを1個）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数2, 計測範囲0～4000m³/h）、残留熱除去系熱交換器冷却水入ロ流量（個数2, 計測範囲0～1500m³/h）、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8, 計測範囲0～500°C）及び使用済燃料プール監視カメラ（個数1）とする。 ②a②b②c②d②e②f②g②h 【73条3】	ができる設計とする。◇(①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k④重複)	計器故障時に、当該パラメータの他チャンネルの計器がある場合、他チャンネルの計器により計測するとともに、重要代替監視パラメータが複数ある場合は、推定する重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた計測される値の確かさを考慮し、優先順位を定める。 ◇(⑤重複)	②a引用元：P2 ②b引用元：P26 ②c引用元：P31 ②d②e引用元：P32 ②f引用元：P34 ②g②h引用元：P36	同上
	非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計装設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流通電源設備を使用する。◇(①重複)	また、代替電源設備が喪失した際に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備について、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。 ◇(①m重複)	計測制御系統施設 2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の測定	②1引用元：P12	同上
	炉心の著しい損傷が発生した場合において水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、格納容器内水素濃度(I/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。 ②1 【73条4】	格納容器内空気水素濃度及び格納容器内空気酸素濃度は、格納容器内空気ガスサンプリング装置（吸引ポンプ（容量0.05L/min/個以上、吐出圧力0.2MPa、個数2個）、排気ポンプ	設備設計の明確化 (設備名称を工認名称とした。また、基本設計方針のみに記載された、基本設計方針のため、仕様を明確化した。)		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び系統監視機器からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更許可本文及び系統監視機器からの引用	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
黄色：技術基準規則（後）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
緑色：技術基準規則（後）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：前回提出時からの変更箇所	・前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	(容量 0.05L/min/個以上、吐出圧力 0.854MPa 以上、個数 2 個)、サンブル冷却器(個数 2 個、伝熱面積 0.245m ² /個以上)、酸素供給器冷却装置(個数 2)により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	(容量 0.05L/min/個以上、吐出圧力 0.854MPa 以上、個数 2 個)、サンブル冷却器(個数 2 個、伝熱面積 0.245m ² /個以上)、酸素供給器冷却装置(個数 2)により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	(容量 0.05L/min/個以上、吐出圧力 0.854MPa 以上、個数 2 個)、サンブル冷却器(個数 2 個、伝熱面積 0.245m ² /個以上)、酸素供給器冷却装置(個数 2)により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行いう際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いざれか 1 つの適切なチャネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いざれか 1 つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。 ②引　用元：P13	

②i 【73条5】

(3) パラメータ記録時に使用する設備

原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは計測又は監視及び記録ができる設計とする。

◇(⑥a 重複)

6.4 計装設備（重大事故等対処設備）

6.4.1 概要

重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。◇(①a①b 重複)
当該重大事故等に対処するた

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：変更許可本文及び系統監視機能からの引用以外の記載	<関連する資料>		
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属用表（補足説明書）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器リスト（既定根拠）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>5.1-1 表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された主要パラメータ（重要監視パラメータ）とされる。④①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k②a 重複</p> <p>当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、添付書類十の「第 5.1-1 表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ（重要代替監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。④①b①c①d①e①f①g①h①i①j①k④重複</p>	<p>重要監視パラメータ及び重要な代替監視パラメータを計測する設備（重大事故等対処設備）について、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。④③a 重複</p> <p>計測範囲を第 6.4-1 表に、設計基準最大値等を第 6.4-2 表に示す。</p> <p>計装設備（重大事故等対処設</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置変更許可本文及び系統運転状況からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への開闢表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準実験器（スト）（段定概要）
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。なお、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるペラメータについては、重大事故等対処設備とする。(②j)	③また、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。なお、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるペラメータに対する重大事故等対処設備の補助パラメータの対象を第6.4-4 表に示す。(③)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	計測制御系統施設	2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測	
重 大 事 故 等 時 に 設 計 基 準 を 超 え る 状 態 に お け る 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 状 態 の 把 握 能 力 を 明 確 に す る こ と。（最 高 計 測 可 能 温 度 等）(③a)	重 大 事 故 等 時 に 設 計 基 準 を 超 え る 状 態 に お け る 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 状 態 の 把 握 能 力 を 明 確 に す る こ と。（最 高 計 測 可 能 温 度 等）(③a)	重 大 事 故 等 時 に 設 計 基 準 を 超 え る 状 態 に お け る 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 状 態 の 把 握 能 力 を 明 確 に す る こ と。（最 高 計 測 可 能 温 度 等）(③a)	重 大 事 故 等 時 に 設 計 基 準 を 超 え る 状 態 に お け る 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 状 態 の 把 握 能 力 を 明 確 に す る こ と。（最 高 計 測 可 能 温 度 等）(③a)	重 大 事 故 等 時 に 設 計 基 準 を 超 え る 状 態 に お け る 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 状 態 の 把 握 能 力 を 明 確 に す る こ と。（最 高 計 測 可 能 温 度 等）(③a)	②k 引用元：P46

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八
b) 発電用原子炉施設の状態の把握能力(最高計測可能温度等)を超えた場合の発電用原子炉施設の状態の推定手段を整備すること。 ④	a. 監視機能喪失時に使用する設備 発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。 ④重複)	6.4.2 設計方針 (1) 監視機能喪失時に使用する設備 発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。 ④重複)	設置許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比
i) 原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量が推定できる手段を整備すること。 ④	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器への注水量等のパラメータの計測が困難となつた場合又は計測範囲を超えた場合は、「十ハ(1) 第10-1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計測時の大事故の代替パラメータ④による推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。 ③④ 【73条8】	炉心損傷防止対策及び格納容器への注水量が推定できる手段を整備すること。 ④	設備設計の明確化 (設置する計測器は、発電用原子炉の監視能力について、十分な能力を有することを明記している。) 重要監視パラメータ又は有効監視パラメータ(原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等)の計測が困難となつた場合又は計測範囲を超えた場合は、添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計測時の大事故の代替パラメータ④による推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。 ④重複)
ii) 原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量が推定できる手段を整備すること。 ④	原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となつた場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。 ③④ 【73条8】	原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となつた場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。 ④	同上
iii) 推定するために必要なパラメータは、複数のパラメータの中から確からしさを考慮し、優先順位を定めておくこと。 ⑤	パラメータの計測が困難となつた場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保証規定に定めて管理する。	パラメータの計測が困難となつた場合の代替パラメータの中から確からしさを考慮し、優先順位を定めること。	設備設計の明確化 (代替パラメータによる推定を行う際の考慮事項について、保安規定に定める旨を記載している。) 重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた計測される値の確からしさを考慮し、優先順位を定める。⑤

【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
<開催する資料>
赤色：設置許可本文及び系統監視規範からの引用以外の記載
青色：設置更許可本文及び系統監視規範からの引用
茶色：設置更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
黄色：技術基準規則(前)と基本設計方針(後)との対比
■：前回措出時からの変更箇所

様式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置更許可本文及び系統運営規ハから引用以外の記載	<関連する資料>		
茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への周開表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器（スト）（段階別地図）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
【備考】：前回提出時からの変更箇所			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 6.4-3 表に示す。 ③	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
b. 計器電源喪失時に使用する設備	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用する。 ①	(2) 計器電源喪失時に使用する設備 非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計装設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用する。 ①	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、 <u>重心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ</u> を計測する設備に温度、圧力、水位及び流量に係るものについては、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。 <u>(①m</u>	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、 <u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ</u> を計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、 <u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ</u> を計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、 <u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ</u> を計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	2.4 電源喪失時の計測 計測制御系統施設

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び系統監視機器からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への周開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則（スト）（段定概要）
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	；前回提出時からの変更箇所

【第73条 計装設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）

青色：設置更許可本文及び系統監視機器からの引用以外の記載

茶色：設置更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

；前回提出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比 同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比 ①n 引用元：P16 ①p 引用元：P21
c) 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータが計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。 ⑥a 【73条 12】	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、使用済燃料ブールの監視等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測又は監視及び記録ができる設計とする。 ⑥a 【73条 12】	c. パラメータ記録時に使用する設備	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは計測又は監視及び記録ができる設計とする。 ⑥a 【73条 12】	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測又は監視及び記録ができる設計とする。	重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。 また、記録は必要な容量を保てる設計とする。	重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。
c) 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータが計測又は監視ができる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。 ⑥b 【73条 13】	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、使用済燃料ブールの監視等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測又は監視及び記録ができる設計とする。	重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに、帳票が出力できる設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び系統監視規範からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への廻閲表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則（スト）（段定概要）
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則方針(後)
■	；前回指出時からの変更箇所

様式-7

様式一

要求事項との対比表

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び系統監視観測八からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置許可本文及び系統監視観測八からの引用以外の記載	・様式-1への周開表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準対象施設
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準対象施設
黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準対象施設
■：前回提出時からの変更箇所	■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
(3) 非常用格納容器保護設備の構造	(ii) 重大事故等対処設備	d. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	重大事故等対処設備の補助パラメータは、電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	重大事故等対処設備の補助パラメータは、電気的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
(b) 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視	(b-1) 格納容器内水素濃度（D/W）及び格納容器内水素濃度（S/C）による原子炉格納容器内の水素濃度監視	原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納容器内水素濃度（D/W）及び格納容器内水素濃度（S/C）は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。格納容器内水素濃度（D/W）及び格納容器内水素濃度（S/C）は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。 ①	安全パラメータ表示システム（S P D S）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対外設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ⑥	6.4.2.3 容量等	6.4.2.3 容量等
				1. 基本方針については、「1.1.7. 2. 容量等」に示す。	1. 基本方針については、「1.1.7. 2. 容量等」に示す。 常設の重大事故等対外設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、設計基準対象施設の計測機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の計測範囲が、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できるため、設計基準対象施設と同仕様の設計とする。

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比 備考
技術基準規則・解釈	炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。 ②i 格納容器内の雰囲気水素濃度及び格納容器内の雰囲気酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 ② なお、原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給することにより、サンプリングガスを冷却できる設計とする。 ②	炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。 ②i 格納容器内の雰囲気放射線モニタ(D/W)、格納容器内の雰囲気放射線モニタ(S/C)、起動領域モニタ、平均出力領域モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度	<ul style="list-style-type: none"> • 原子炉圧力 • 原子炉水位(広帶域) • 原子炉隔離時冷却系ポンプ出入口流量 • 高圧炉心スプレイ系ポンプ出入口流量 • 残留熱除去系ポンプ出入口流量 • 低圧炉心スプレイ系ポンプ出入口流量 • 格納容器内雰囲気水素濃度 • 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W) • 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C) • 起動領域モニタ • 平均出力領域モニタ • 残留熱除去系熱交換器入口温度 • 残留熱除去系熱交換器出口温度 	設置許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比 備考

樣式 - 7

【〇〇各〇〇】開連する資料と基本設計方針を組みづけるための付番
<開連する資料>

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下綴）

青色：設置変更許可本文及び添付申請書から引用以外の記載

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

緑色：基準規格別表と基本設計方針（後）との対比

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

・機械-1への開連表（補足説明資料）

・技術基準規格別表からの変更箇所

・前面指出時刻からの変更箇所

別添-1)

技術基準規則・解釈

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 (S A) ・原子炉水位 (S A広帯域) ・原子炉水位 (S A燃料域) ・高压代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室空気温度 ・サプレッショングーラー水温度 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・ドライウェル水位 ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・フィルタ装置水位 (広帯域) ・フィルタ装置入口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置出口圧力 (広帯域) 		

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び系管種別八からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更迭可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則（スト）（段定概要）
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	；前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び系統構成図から引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器（スト）（段定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	；前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・復水貯蔵タンク水位 ・高压代替注水系ポンプ出口圧力 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・原子炉建屋内水素濃度 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ 	<p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断ができ、系統の目的に応じて必要な計測範囲を有する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）は、想定される重大事故等時に発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）の</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	・様式-1への開票表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器リスト（設定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	；前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 計測用として 26 個（測定時の故障を想定した予備 1 個含む。）使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 26 個を含めて合計 52 個を分散して保管する。 ①n	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
6.4.2.4 環境条件等 基本方針について、「1.1.7. 3 環境条件等」に示す。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室内空気温度 ・サプレッションプール水温度 ・原子炉格納容器下部温度 ・原子炉格納容器下部水位 ・ドライウェル水位 ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・起動領域モニタ ・平均出力領域モニタ なお、起動領域モニタ及び平均出力領域モニタについては、想定される重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計	設工認申請書 基本設計方針（後）					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

樣式 - 7

【第 73 条 計装設備】					
技術基準規則・解釈					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針 (後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八、 添付書類九	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針と の対比
【〇〇条〇〇】開通する資料と基本設計方針を紐づけたための付番 <開通する資料> ・機式-1への開通表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (確定規則に関する説明書 別添-1) ■前回提出時からの変更箇所	赤色 : 様式-6に開通する記載 青色 : 設定規則本文及び添付書類八から他の引用以外の記載 緑色 : 設定規則本文と基本設計方針 (後) との対比 紫色 : 基本設計方針 (前) と基本設計方針 (後) との対比	測する設備は、原子炉建屋原子炉 棟内に設置し、想定される重大事 故等時ににおける環境条件を考慮 した設計とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉圧力 (S A) ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (S A広帯域) ・原子炉水位 (S A燃料域) ・高压代替注水系ポンプ出口流 量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷 却ライン洗浄流量) ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出 口流量 ・高压炉心スプレイ系ポンプ出 口流量 ・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出 口流量 ・原子炉格納容器代替スプレー 流量 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室水位 ・格納容器内雰囲気放射線モニ タ (D/W) ・格納容器内雰囲気放射線モニ タ (S/C) 	測する設備は、原子炉建屋原子炉 棟内に設置し、想定される重大事 故等時ににおける環境条件を考慮 した設計とする。	測する設備は、原子炉建屋原子炉 棟内に設置し、想定される重大事 故等時ににおける環境条件を考慮 した設計とする。	測する設備は、原子炉建屋原子炉 棟内に設置し、想定される重大事 故等時ににおける環境条件を考慮 した設計とする。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置更許可本文及び系管種類（後）の引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）		
黄色：前回指出時からの変更箇所			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び付録（申請書類）からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置更許可本文及び付録（申請書類）からの引用以外の記載	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	；前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>測する設備は、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流駆動低圧注水系ポンプ出入口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 フィルタ装置入口圧力（広帯域） フィルタ装置出口放射線モニタ 耐圧強化ベント系放射線モニタ 原子炉補機冷却水系系統流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出入口圧力 代替循環冷却ポンプ出口圧力 代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力 重要監視パラメータ及び重要監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、屋外（CST連絡レンチ／バルブ室）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 復水貯蔵タンク水位 重要監視パラメータ及び重要監視パラメータ並びに重大事故等対応設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 <ul style="list-style-type: none"> 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<ul style="list-style-type: none"> • 6-2C 母線電圧 • 6-2D 母線電圧 • 6-2H 母線電圧 • 4-2C 母線電圧 • 4-2D 母線電圧 • 125V 直流主母線 2A 電圧 • 125V 直流主母線 2B 電圧 • 125V 直流主母線 2A-1 電圧 • 125V 直流主母線 2B-1 電圧 • 250V 直流主母線電圧 • HPC-S 125V 直流主母線電圧 <p>安全パラメータ表示システム(S P D S)のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ収集装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(S P D S)のうちS P D S伝送装置は、緊急時対策建屋緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。安全パラメータ表示システム(S P D S)のうちS P D S伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(S P D S)のうちS P D S表示装置は、緊急時対策建屋緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。安全パラメータ表示システム(S P D S)のうちS P D S表示装置は、前回指出時からの変更箇所</p>		

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 背色：設置許可本文及び基本設計方針八からの引用以外の記載
 茶色：設置更迭可と基本設計方針(後)との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への開闢表（補足説明書）
 ・技術基準検査器リスト（設定値）；前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置更許可本文及び技術基準規則（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）（設計方針）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）（設計方針）
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>6.4.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力 ・原子炉水位（広帶域） ・原子炉水位（燃料域） ・原子炉離時冷却系ポンプ出 <p>口流量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高压炉心スプレイ系ポンプ出 ・残留熱除去系ポンプ出 ・低压炉心スプレイ系ポンプ出 <p>口流量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気水素濃度 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W） ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C） ・起動領域モニタ ・平均出力領域モニタ 	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置許可本文及び技術基準規則からの引用以外の記載	・様式-1への開催表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	；前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水系系統流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出入口流量 ・高压炉心スプレイ系ポンプ出入口圧力 ・残留熱除去系ポンプ出入口圧力 ・低压炉心スプレイ系ポンプ出入口圧力 ・格納容器内雰囲気酸素濃度 ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルス式) ・6-2C 母線電圧 ・6-2D 母線電圧 ・6-2H 母線電圧 ・4-2C 母線電圧 ・4-2D 母線電圧 ・125V 直流主母線 2A 電圧 ・125V 直流主母線 2B 電圧 ・250V 直流主母線電圧 ・H P C S 125V 直流主母線電圧 ・高压塗素ガス供給系 ADS 入口圧力 	<p>格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を計測するためのサンプリング装置は中央制御室の操作スイ</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

樣式 - 7

【〇〇条〇〇】開通する資料と基本設計方針を組づけるための付録
<開通する資料等>
　　・機器一観の開通書類（補足説明資料）
　　・技術者登録リスト（設備説明書）に関する説明書 別添-1
　　・前回指出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉水位 (S A広帯域) ・原子炉水位 (S A燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出入口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・直流駆動低圧注水系ポンプ出入口流量 ・代替循環冷却ポンプ出入口流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量	常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。	常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。	常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。	常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。	常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。 常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置更許可本文及び基準規則からの引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置更許可本文及び基準規則からの引用以外の記載	・様式-1への開闢表（補足説明書）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比		
黄色：前回指出時からの変更箇所	；前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置入口圧力（広帯域） ・フィルタ装置出口圧力（広帯域） ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・復水貯蔵タンク水位 ・高压代替注水系ポンプ出口圧力 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・原子炉建屋内水素濃度 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量，低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力 	<p>【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番</p> <p><開催する資料></p> <p>・様式-1への開闢表（補足説明書）</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p> <p>；前回指出時からの変更箇所</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び基準規範からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更許可本文及び基準規範からの引用以外の記載	・様式-1への周開表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準測定器リスト（假定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>安全パラメータ表示システム（S P D S）は、想定される重大事故等において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ収集装置及びS P D S伝送装置は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない、可搬型計測器は、設計基準対象施設とは兼用しないため、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型計測器の計装ケーブルの接続は、ボルト・ネジ接続とし、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、設計基準対象施設とともに、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置更許可本文及び基準規範からの引用以外の記載</p> <p>茶色：設置更許可本文及び基準規範からの引用以外の記載</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>黄色：技術基準測定器リスト（假定概要）</p> <p>紫色：前回指出時からの変更箇所</p>

6.4.3 主要設備及び仕様
 計装設備（重大事故等対処設備の主要機器仕様並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置許可本文及び系管種類毎からの引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置許可本文及び系管種類毎からの引用以外の記載	・様式-1への開闢表（補足説明書）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比		
■：前回指出時からの変更箇所			

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>6.4.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による性能の確認が可能な設計とする。</p>		<p>第 6.4-1 表 計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様</p> <p>(1) 原子炉圧力容器温度 個 数 5 計測範囲 0～500°C②b</p> <p>(2) 原子炉圧力④</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考																																																																															
			<p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td>計測範囲</td> <td>0～10MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子炉圧力 (SA) ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td>計測範囲</td> <td>0～11MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>(4) 原子炉水位 (広帯域) ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td>計測範囲</td> <td>— 3,800mm ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,500mm^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 原子炉水位 (燃料域) ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> <td>計測範囲</td> <td>— 3,800mm ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,300mm^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 原子炉水位 (SA広帯域) ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> <td>計測範囲</td> <td>— 3,800mm ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,500mm^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 原子炉水位 (SA燃料域) ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> <td>計測範囲</td> <td>— 3,800mm ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,300mm^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 高圧代替注水系ポンプ出口 流量 ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> <td>計測範囲</td> <td>0～120m³/h</td> </tr> <tr> <td>(9) 残留熱除去系洗浄ライン流 量(残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量) ◇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> <td>計測範囲</td> <td>0～220m³/h</td> </tr> <tr> <td>(10) 残留熱除去系洗浄ライン流</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	個 数	2	計測範囲	0～10MPa[gage]	(3) 原子炉圧力 (SA) ◇				個 数	2	計測範囲	0～11MPa[gage]	(4) 原子炉水位 (広帯域) ◇				個 数	2	計測範囲	— 3,800mm ~			1,500mm ^{※1}		(5) 原子炉水位 (燃料域) ◇				個 数	2	計測範囲	— 3,800mm ~			1,300mm ^{※2}		(6) 原子炉水位 (SA広帯域) ◇				個 数	1	計測範囲	— 3,800mm ~			1,500mm ^{※1}		(7) 原子炉水位 (SA燃料域) ◇				個 数	1	計測範囲	— 3,800mm ~			1,300mm ^{※2}		(8) 高圧代替注水系ポンプ出口 流量 ◇				個 数	1	計測範囲	0～120m ³ /h	(9) 残留熱除去系洗浄ライン流 量(残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量) ◇				個 数	1	計測範囲	0～220m ³ /h	(10) 残留熱除去系洗浄ライン流				
個 数	2	計測範囲	0～10MPa[gage]																																																																																	
(3) 原子炉圧力 (SA) ◇																																																																																				
個 数	2	計測範囲	0～11MPa[gage]																																																																																	
(4) 原子炉水位 (広帯域) ◇																																																																																				
個 数	2	計測範囲	— 3,800mm ~																																																																																	
		1,500mm ^{※1}																																																																																		
(5) 原子炉水位 (燃料域) ◇																																																																																				
個 数	2	計測範囲	— 3,800mm ~																																																																																	
		1,300mm ^{※2}																																																																																		
(6) 原子炉水位 (SA広帯域) ◇																																																																																				
個 数	1	計測範囲	— 3,800mm ~																																																																																	
		1,500mm ^{※1}																																																																																		
(7) 原子炉水位 (SA燃料域) ◇																																																																																				
個 数	1	計測範囲	— 3,800mm ~																																																																																	
		1,300mm ^{※2}																																																																																		
(8) 高圧代替注水系ポンプ出口 流量 ◇																																																																																				
個 数	1	計測範囲	0～120m ³ /h																																																																																	
(9) 残留熱除去系洗浄ライン流 量(残留熱除去系ヘッドスプレイ ライン洗浄流量) ◇																																																																																				
個 数	1	計測範囲	0～220m ³ /h																																																																																	
(10) 残留熱除去系洗浄ライン流																																																																																				

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置許可本文及び系管種類八からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準設計方針(後)との対比	・技術基準実験器（スト）（設定期）別添-1
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	；前回指出時からの変更箇所

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置許可本文及び系管種類八からの引用以外の記載
茶色：設置許可と基本設計方針(後)との対比
緑色：技術基準設計方針(後)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比
；前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

樣式 - 7

〔〇〇条〇〇〕開通する資料と基本設計方針を組づけるための付録
 <開通する資料等>
 色色：様式-6に関する記載（付番及び下綴）
 色色：設置変更許可基本設計方針から）の引用以外の記載
 色色：設置変更許可基本設計方針（後）との対比
 色色：設備基準規則による方針（後）との対比
 緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
■技術基準：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番	
青色：設置許可本文及び系管種類からの引用以外の記載	<開催する資料>	
茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明書）	
緑色：技術基準設計方針（後）との対比	・技術基準検査器（スト）（段定機地）	
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準設計方針（後）との対比	
黄色：前回措出時からの変更箇所	；前回措出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

【第73条 計裝設備】

卷之二

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第73条 計装設備】					
要求事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(△)	設置許可申請書 添付書類(△)	備考
赤色:様式-6に関する記載 青色:設置変更許可本と及び添付書類へからの引用以外の記載 赤色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(後)と基本設計方針(前)との対比 黄色:前回提出時からの変更箇所	(○○条○○)-1.開通する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開通する資料> ・機式-1への開通表(側足説明資料) ・技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 ・技術基準規則と基本設計方針リスト(既定規範に関する説明書 別添-1) ■:前回提出時からの変更箇所				

【第73条 計装設備】
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

樣式 - 7

〔〇〇条〇〇〕開通する資料と基本設計方針を組づけるための付録
　　<開通する資料等>
　　・株式会社の開通機器（補足説明資料）
　　・技術基準手帳リスト（設定期限）に関する説明書 別添-1
　　・前回提出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置許可本文及び技術基準規範からの引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準熱交換器（貯水池）スト（貯定瓶地所）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	；前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
			(40) <u>フイルタ装置出口水素濃度</u>		
			兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備個数 2		
			計測範囲 0～30vol%／0～100vol% ②d		
			(41) 耐圧強化ペント系放射線モニタ ④		
			第 8.1－2 表 放射線管理設備 (重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。		
			(42) 残留熱除去系熱交換器入口温度 ④		
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装個数 2		
			計測範囲 0～300°C		
			(43) 残留熱除去系熱交換器出口温度 ④		
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装個数 2		
			計測範囲 0～300°C		
			(44) 原子炉補機冷却水系統流量		
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装個数 2		
			計測範囲 0～4,000m³/h		
			(45) 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量		
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装個数 2		
			計測範囲 0～1,500m³/h ②e		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置更許可本文及び系管種類（後）の引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置更許可本文及び系管種類（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明書）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準検査器）スト（假定値地図）		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			(46) 復水貯蔵タンク水位 ④			
			個 数 1 計測範囲 0～3,200m ³			
			(47) 高圧代替注水系ポンプ出口 圧力			
			(48) 直流駆動低圧注水系ポンプ 出口圧力 ④			
			個 数 1 計測範囲 0～15MPa[gage]			
			(49) 代替循環冷却ポンプ出口圧 力 ④			
			個 数 1 計測範囲 0～2 MPa[gage]			
			(50) 原子炉隔離時冷却系ポンプ 出口圧力 ④			
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装			
			個 数 1 計測範囲 0～15MPa[gage]			
			(51) 高圧炉心スプレイ系ポンプ 出口圧力 ④			
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装			
			個 数 1 計測範囲 0～12MPa[gage]			
			(52) 残留熱除去系ポンプ出口圧 力 ④			
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装			
			個 数 3 計測範囲 0～4 MPa[gage]			
			(53) 低圧炉心スプレイ系ポンプ 出口圧力 ④			
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番		
青色：設置更許可本文及び系管種類からの引用以外の記載	<開催する資料>		
茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開催表（補足説明書）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器（販定機地）スト（販定機地）；前回措出時からの変更箇所		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	別添-1		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 茶色：設置更許可本文及び系統構造図からの引用以外の記載 茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 要求事項との対比表	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への開催表（補足説明資料） ・技術基準燃焼器）スト（假定概要）；前回指出時からの変更箇所 〔付番及び下線〕 〔茶色〕 〔緑色〕 〔紫色〕 ；前回指出時からの変更箇所
---	--

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 (60) 使用清燃料ブール上部空間 放封線モニタ（高線量、低線量）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>②g 第 8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様 に記載する。</p> <p>②h (61) 使用清燃料ブール監視カメ △ 第 4.3-1 表 使用清燃料ブール の冷却等のための設備の主要機 器仕様に記載する。 ◇</p> <p>(62) 安全パラメータ表示シス テム（S P D S）</p> <p>第 10.12-2 表 通信連絡を行 うために必要な設備（常設）の主要 機器仕様に記載する。 ◇</p> <p>(63) 可搬型計測器 個 数 26 (予備 26) ◇ (①n 重複)</p> <p>※ 1 : 基準点はドライヤスカート 底部付近(原子炉圧力容器零レベ ルより 1,313cm 上)</p> <p>※ 2 : 基準点は有効燃料棒頂部付 近(原子炉圧力容器零レベルより 900cm 上)</p> <p>※ 3 : 0.P. (女川原子力発電所工 事用基準面) = T. P. (東京湾平 均海面) -0.74m</p> <p>※ 4 : 局部出力領域モニタの検出 器は 124 個であり、平均出力領域 モニタの各チャンネルには、A 系 17 個及び B 系 14 個ずつの信号が 入力される。</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更迭可本文及び系統監視機能からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更迭可本文及び系統監視機能からの引用以外の記載	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準検査器（スト）（假定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準検査器（スト）（假定根拠）
■	；前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設置許可申請書
添付書類八

第6.4-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ（重大事故等対処設備）

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 個数
原子炉圧力容器温度		5	0～500°C	最大値：約297°C ³	重大事故等時における損傷炉心の冷却状態を把握し、適切に対応するための判断基準（300°C）に対し て500°Cまでを監視可能。	1
原子炉圧力 ⁴					「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
原子炉圧力（SA） ^{*1}						
原子炉水位（広帯域） ^{*1}						
原子炉水位（燃料域） ^{*1}					「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。	
原子炉水位（SA広帯域） ^{*1}						
原子炉水位（SA燃料域） ^{*1}						
残留熱除去系熱交換器入口温度 ^{*1}					「⑫最終ヒートシンクの確保（残留熱除去系）」を監視するパラメータと同じ。	
原子炉圧力 ^{*2}	2	0～10MPa[gage]	最大値：約8.11MPa[gage]	最大値：約8.11MPa[gage]	重大事故等時における原子炉圧力容器最高圧力（9.26MPa[gage]）を包絡する範囲として設定。	1
原子炉圧力（SA） ^{*2}	2	0～11MPa[gage]	最大値：約8.11MPa[gage]	原子炉圧力容器最高使用圧力（8.62MPa[gage]）の1.2倍（10.34MPa[gage]）を監視可能。		
原子炉水位（広帯域） ^{*1}						
原子炉水位（燃料域） ^{*1}					「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。	
原子炉水位（SA広帯域） ^{*1}						
原子炉水位（SA燃料域） ^{*1}						
原子炉圧力温度 ^{*1}					「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
※赤線部 : ①c						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置更許可本文及び本規制基準からの引用以外の記載
茶色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

設置許可申請書
添付書類八

(つづき)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 個数
原子炉水位（広域） ^{*2}		2	-3, 800mm～1, 500mm ^{*4}	有効燃料棒底部程度～ レベル8 (-7, 832mm～1, 470mm) ^{*4}		
原子炉水位（燃料域） ^{*2}		2	-3, 800mm～1, 300mm ^{*5}	有効燃料棒底部程度～ レベル8 (-3, 702mm～5, 600mm) ^{*5}	1 炉心の冷却状態を確認する上で原子炉水位制御範囲（レベル3～レベル8）及び有効燃料棒底部まで監視可能。	
原子炉水位（SA広域） ^{*2}		1	-3, 800mm～1, 500mm ^{*4}	有効燃料棒底部程度～ レベル8 (-7, 832mm～1, 470mm) ^{*4}		
原子炉水位（SA燃料域） ^{*2}		1	-3, 800mm～1, 300mm ^{*5}	有効燃料棒底部程度～ レベル8 (-3, 702mm～5, 600mm) ^{*5}		
③ 原子炉圧力容器内の水位	高压代替注水系ポンプ出口流量 ^{*1} 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ^{*1} 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ^{*1} 直流動低圧注水系ポンプ出口流量 ^{*1} 代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉隔離冷却系ポンプ出口流量 ^{*1} 高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1} 残留熱除去系ポンプ出口流量 ^{*1} 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉圧力 ^{*1}			「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。 「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉圧力 ^{*1}					※赤線部：①d
	原子炉圧力（SA） ^{*1}					
	圧力抑制室圧力 ^{*1}					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置更迭可本文及び改修申請済みからの引用以外の記載
茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準燃焼器（改定版地図）；前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設置許可申請書

添付書類八

(つづき)

分類	重要監視バラメータ 重要代替監視バラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 個数
高压代替注水系ポンプ出口流量	1	0~120m ³ /h	— ^{*6}	高压代替注水系ポンプの最大注水量 (90, 8m ³ /h) を監視可能。		
原子炉隔壁離時冷却系ポンプ出口流量	1	0~150m ³ /h	0~90, 8m ³ /h (高圧側) 0~318m ³ /h (低圧側) 0~1, 050m ³ /h	原子炉隔壁離時冷却系ポンプの最大注水量 (90, 8m ³ /h) を監視可能。		1
高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	1	0~1, 50m ³ /h	— ^{*6}	高压炉心スプレイ系ポンプの最大注水量 (1, 050m ³ /h) を監視可能。		
残留燃除去除系洗浄ライン流量（残留燃除去除ヘッドスプレイライン洗浄流量）	1	0~220m ³ /h	— ^{*6}	復水移送ポンプ又は大容量送水泵ポンプ（タイプ1）を用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。		
残留燃除去除系洗浄ライン流量（残留燃除去除格納容器冷却ライン洗浄流量）	1	0~220m ³ /h	— ^{*6}	復水移送ポンプ又は大容量送水泵ポンプ（タイプ1）若しくは代替循環冷却ポンプを用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (199m ³ /h) を監視可能。		
直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	1	0~100m ³ /h	— ^{*6}	直流駆動低圧注水系ポンプを用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (80m ³ /h) を監視可能。		1
代替循環冷却ポンプ出口流量	1	0~200m ³ /h	— ^{*6}	代替循環冷却ポンプを用いた原子炉注水時ににおける最大注水量 (150m ³ /h) を監視可能。		
残留燃除去除系ポンプ出口流量	3	0~1, 50m ³ /h	0~1, 136m ³ /h	残留燃除去除系ポンプの最大注水量 (1, 136m ³ /h) を監視可能。		
低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	1	0~1, 50m ³ /h	0~1, 050m ³ /h	低压炉心スプレイ系ポンプの最大注水量 (1, 050m ³ /h) を監視可能。		
復水貯蔵タンク水位 ^{*1}				「⑭水深の確保」を監視するパラメータと同じ。		
圧力抑制室水位 ^{*1}				「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。		
原子炉水位（左帶域） ^{*1}						
原子炉水位（燃料域） ^{*1}				「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。		
原子炉水位（SA左帶域） ^{*1}						
原子炉水位（SA燃料域） ^{*1}						

※赤線部：①e

【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への開閉表（補足説明書） ・技術基準燃焼器（改定版地図）	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開催する資料> ・様式-1への開閉表（補足説明書） ・技術基準燃焼器（改定版地図）
茶色：設置更迭可本文及び改修申請済みからの引用以外の記載 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準燃焼器（改定版地図）；前回指出時からの変更箇所	茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準燃焼器（改定版地図）；前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置更迭可本文及び改修申請書からの引用以外の記載
茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準燃焼器（改定版地図）と前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設置許可申請書

添付書類八

(つづき)

分類	重要監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力	
					(計測範囲の考え方)	可燃性計測器個数
⑤原子炉格納容器下部注水流量	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドストップライン洗浄流量）	1	0~220m ³ /h	— ^{a6}	復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時ににおける最大注水量（88m ³ /h）を監視可能。	1
原子炉格納容器下部注水流量	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドストップライン洗浄流量）	1	0~220m ³ /h	— ^{a6}	復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時ににおける最大注水量（88m ³ /h）を監視可能。	1
原子炉格納容器下部出口流量	原子炉格納容器代替スプレイ流量	2	0~100m ³ /h	— ^{a6}	大容量送水ポンプ（タイプ1）を用いた原子炉格納容器スプレイ時にによる最大注水量（88m ³ /h）を監視可能。	1
原子炉格納容器下部注水流量	代替循環冷却ポンプ出力流量	1	0~200m ³ /h	— ^{a6}	代替循環冷却ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時ににおける最大注水量（150m ³ /h）を監視可能。	1
復水貯蔵タンク水位 ^{a1}	原子炉格納容器下部注水流量	1	0~110m ³ /h	— ^{a6}	復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ（タイプ1）若しくは代替循環冷却ポンプを用いた原子炉格納容器下部注水時ににおける最大注水量（80m ³ /h）を監視可能。	1
原子炉格納容器下部水位 ^{a1}	「⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。					
原子炉格納容器内水位 ^{a1}	「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。					
ドライヴル温度 ^{a1}	「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。					
ドライヴル圧力 ^{a1}	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。					
圧力制御室圧力 ^{a1}	ドライヴル温度	11	0~300°C	146°C以下	原子炉格納容器の限界温度（200°C）を監視可能。	1
圧力制御室内空気温度 ^{a2}	ドライヴル水位 ^{a1}	4	0~300°C	97°C以下	原子炉格納容器の限界圧力（2Pd : 854kPa[gage]）におけるサブレッシュンチエンバのアール水の飽和温度（約173°C）を監視可能。	1
サブレーションブール水温度 ^{a2}	ドライヴル温度 ^{a1}	16	0~200°C	97°C以下	原子炉格納容器下部に溶融炉心が蓄下した場合における原子炉圧力容器の破損検知が可能。	1
原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器下部温度	12	0~700°C	— ^{a6}	原子炉格納容器下部に溶融炉心が蓄下した場合における原子炉圧力容器の破損検知が可能。	1
ドライヴル圧力 ^{a1}	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。					
圧力制御室圧力 ^{a1}	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。					
⑦原子炉内圧力 ^{a2}	ドライヴル圧力 ^{a2}	1	0~1MPa[abs]	330kPa[gage]以下	原子炉格納容器の限界圧力（2Pd : 854kPa[gage]）を監視可能。	1
圧力制御室圧力 ^{a2}	圧力制御室圧力 ^{a2}	1	0~1MPa[abs]	210kPa[gage]以下	「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
ドライヴル温度 ^{a1}	ドライヴル温度 ^{a1}					
圧力制御室内空気温度 ^{a1}	圧力制御室内空気温度 ^{a1}					

*※赤線部：①②

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び改修申請書からの方針以外の記載
茶色：設置変更許可本文及改修申請書からの方針後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
<開催する資料>
・様式-1への開催表（補足説明書）
・技術基準検査器（スト）（段定概要）

【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針（後）との対比
・技術基準検査器（スト）（段定概要）
・前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設置許可申請書

添付書類八

(つづき)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力		可搬型 計測器 台数
					(計測範囲の考え方)	(計測範囲の考え方)	
圧力抑制室水位	2	(0.P.-3900mm～1100mm) 0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 3.8m ^{※1} (0.P.-200mm, -1000mm, -1500mm, 0mm, 300mm)	0.05m — ^{※5}	外部水源注水量限界（通常運転水位+約2m (0.P.-1914mm)) を把握できる範囲を監視可能。	—	—	1
原子炉格納容器下部水位	12	(0.P.-3900mm～1100mm) 0.02m, 0.23m, 0.34m ^{※8} (0.P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)	— ^{※5}	原子炉格納容器下部への注水による原子炉格納容器下部の漏水状況を監視可能。	—	—	—
ドライウェル水位	6	(0.P.-3900mm～1100mm) 0.02m, 0.23m, 0.34m ^{※8} (0.P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)	— ^{※5}	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視可能。	—	—	—
⑧ 原子炉代替注水系ポンプ出口流量 ^{※1} 廃留熱除去系洗浄ライン流量（廃留熱除去系 ヘッドドロップライン洗浄流量） ^{※1} 廃留熱除去系洗浄ライン流量（廃留熱除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量） ^{※1} 直流水運動低正注水系ポンプ出口流量 ^{※1} 原子炉格納容器下部ポンプ出口流量 ^{※1} 高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{※1} 代替循環冷却系ポンプ出口流量 ^{※1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{※1} 原子炉格納容器下部注水流量 ^{※1} 復水貯蔵タンク水位 ^{※1}				「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。			
⑨ 原子炉格納容器内水素濃度（D/W） ^{※2} 原子炉格納容器内水素濃度（S/C） ^{※2} 格納容器内空気水素濃度 ^{※2}	2	0～100vol%	0～1.9vol%	—	—	—	—
⑩ 原子炉格納容器内空気放射線モニタ（D/W） ^{※3} 格納容器内空気放射線モニタ（S/C） ^{※3}	2	0～100vol%	0～1.0vol%	原子炉格納容器内の水素燃焼の可能性性（水素濃度：vol%）を把握する上で監視可能。 炉心の著しい損傷時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲（0～100vol%）を監 視可能。	—	—	—
格納容器内空気放射線モニタ（D/W） ^{※3}	2	0～30vol%	0～1.9vol%	—	—	—	—
格納容器内空気放射線モニタ（S/C） ^{※3}	2	0～100vol%	—	—	—	—	—
格納容器内空気放射線モニタ（D/W） ^{※4} 格納容器内空気放射線モニタ（S/C） ^{※4}	2	10 ⁻² Sv/h～10 ⁵ Sv/h	10Sv/h未満 ^{※9}	炉心損傷の判断値（原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h）を把握する上で監視可能（上記 の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる）。 炉心損傷の判断値（原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h）を把握する上で監視可能（上記 の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる）。	—	—	—
格納容器内空気放射線モニタ（D/W） ^{※4} 格納容器内空気放射線モニタ（S/C） ^{※4}	2	10 ⁻² Sv/h～10 ⁵ Sv/h	10Sv/h未満 ^{※9}	炉心損傷の判断値（原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h）を把握する上で監視可能（上記 の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる）。	—	—	—

※赤字部：①g

【第73条 計装設備】
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

卷之三

七

【〇〇章〇〇〇】：開示する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
　　＜関連する資料へ＞
・機式-1への開示資料（補足説明資料）
・技術基準要求リスト（設定期限に関する説明書 別添-1）
・前回提出時からの変更箇所

卷之二

添付書類申請許可置設

一
九
三

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	(計測範囲の考え方)	
					把握能力	(計測範囲の考え方)
未 臨 界 の 維 持 又 は 監 視	起動領域モニタ ^{*2}	8	中性子源領域 $10^{-1} \text{ cps} \sim 10^6 \text{ cps}$ ($1 \times 10^3 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$ $1 \times 10^9 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$) 中間領域 0~40% ($1 \times 10^6 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$ $2 \times 10^{13} \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	定格出力の 約8倍	原子炉の停止時から起動時及び起動時から出力運転時の中性子束を監視可能。 なお、起動領域モニタが制定できる範囲を超えた場合は、平均出力領域モニタによって監視可能。	—
平均出力領域モニタ ^{*2}		6^{*0}	0~125% ($1, 2 \times 10^2 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$ $2, 8 \times 10^3 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	定格出力の 約8倍	原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。 なお、設計基準事故及び重大事故等時、一時的に計測範囲を超えるが、負の反応度ファーブラック効果により短時間であり、かつ出力上昇及び下降は急峻である。125%を超えた領域でその指示値に基づき操作を伴うものでないことをから、現状の計測範囲でも運転監視上影響はない。 また、原子炉制御機能ボンブリッジ機能等により中性子束は低下するため、現状の計測範囲でも対応が可能。	—
サブレッシュショーンブル水温度 ^{*2}			「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。			
残留熱除去系熱交換器入口温度			「②最終ヒートシンクの堆露（残留熱除去系）」を監視するパラメータと同じ。			
代替循環冷却ポンプ出口流量			「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。			
圧力抑制室水位 ^{*1}			「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。			
原子炉水位（広帯域） ^{*1}						
原子炉水位（燃料城） ^{*1}			「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。			
代 替 循 環 冷 却 系	原子炉水位（SA広帯域） ^{*1}					
原子炉水位（SA燃料城） ^{*1}						
原子炉水位（SA冷却系） ^{*1}						
ドライウェル圧力 ^{*1}			「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。			
圧力抑制室圧力 ^{*1}			「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。			
ドライウェル温度 ^{*1}			「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。			
圧力抑制室内空気温度 ^{*1}						
原子炉格納容器下部水位 [*]			「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。			
ドライウェル水位 [*]						

※赤線部・①h

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及び改修申請書からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への開連表（補足説明書） ・技術基準熱交換器（スト）（設定期地） ;前回指出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

設置許可申請書

添付書類八

(つづき)

分類	重要代替監視代理メータ 重要代替監視代理メータ	計測範囲		設計基準	(計測範囲の考え方) (計測範囲の考え方)	把握能力 可搬型計測器個数
		個数	計測範囲			
原子炉格納容器系	フィルタ装置上部水位（広帯域）	3	0～3,650mm	—*6	原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置底部を計測範囲の零とし、フィルタ装置底部を計測範囲の零とし、原子炉格納容器及び下限水位を監視可能。	1
原子炉格納容器系	フィルタ装置入口圧力（広帯域）	1	-0.1MPa～11MPa[gage]	—*6	原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の最高使用圧力 (854kPa[gage]) を監視可能。	1
原子炉格納容器系	フィルタ装置出口圧力（広帯域）	1	-0.1MPa～11MPa[gage]	—*6	原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の最高使用圧力 (854kPa[gage]) を監視可能。	1
原子炉格納容器系	フィルタ装置水温度	3	0～200°C	—*6	原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の最高使用温度 (200°C) を監視可能。	1
原子炉格納容器系	フィルタ装置出口放射線モニタ	2	10 ⁻⁷ mSv/h～10 ³ mSv/h	—*6	原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器ペント実施時に、想定されるフィルタ装置出口の最大放射線量率 (1.9×10 ³ mSv/h) を監視可能。	—
原子炉格納容器系	フィルタ装置出口水素濃度	1	0～30vol%	—*6	原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器ペント後に管路により漏気を実施し、原子炉格納容器フィルタメント系の配管内に溜留する水素濃度が可燃限界濃度 (4vol%) 未満であることを監視可能。	—
原子炉格納容器系	ドライエンド圧力 ^{a1}	1	0～1000vol%	—		—
原子炉格納容器系	ドライエンド圧力 ^{a1}	1	0～1000vol%	—		—
原子炉格納容器系	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。					
原子炉格納容器系	「⑩原子炉格納容器内の水素濃度」を監視するパラメータと同じ。					
最終ヒートシンクの確保	耐圧強化ペント系放射線モニタ	2	10 ⁻⁷ mSv/h～10 ³ mSv/h	—*6	重大事故等時の排気ラインの耐圧強化ペント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量率 (約2.0×10 ⁻⁵ mSv/h) を監視可能。	—
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器入口温度 ^{a2}	2	0～300°C	最大値：186°C	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度 (186°C) を監視可能。	1
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0～300°C	最大値：186°C	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度 (186°C) を監視可能。	1
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系ポンプ出口流量			「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ（ただし、倍数は2とする）。		
最終ヒートシンクの確保	原子炉補機冷却水系系統流量 ^{a1}	2	0～4,000m ³ /h	0～2,800m ³ /h	原子炉補機冷却水系のポンプ2台あたりの定格流量 (2,800m ³ /h) を監視可能。	1
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ^{a1}	2	0～1,500m ³ /h	0～950m ³ /h	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量の最大流量 (950m ³ /h) を監視可能。原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系（サブレッショングループル水冷却モード）の運転を行う場合に必要な流量 (382m ³ /h) を監視可能。	1
最終ヒートシンクの確保	原子炉圧力容器温度 ^{a1}			「①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。		
最終ヒートシンクの確保	サブレッショングループル水温度 ^{a1}			「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。		
最終ヒートシンクの確保	圧力抑制室水位 ^{a1}			「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。		
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系ポンプ出口圧力 ^{a1}			「⑩水頭の確保」を監視するパラメータと同じ。		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更換可本文及び系統監視八からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置更換可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準実験器（スト）（段定根地）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準設計方針（後）
要求事項との対比表	・技術基準実験器（前）；前回指出時からの変更箇所

設置許可申請書				
添付書類八				
(つづき)				
要求事項との対比表				
分類	重要監視バラメータ 重要代替監視バラメータ	個数	計測範囲	設計基準 (計測範囲の考え方)
(2) 格納容器内の状態 監視	原子炉水位（広帯域）*2			把握能力
	原子炉水位（燃料域）*2			可搬型 計測器 個数
	原子炉水位（SA広帯域）*2			
	原子炉水位（SA燃料域）*2			
	原子炉圧力*2			
	原子炉圧力（SA）*2			
	原子炉圧力容器温度*1			
	ドライウェル温度*2			
	ドライウェル圧力*2			
	原子炉格納容器内炉建屋内の格納室圧力*1			
高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力				
残留燃除去系ポンプ出口圧力				
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力				
原子炉建屋内の状態				
原子炉圧力（SA）*1				
原子炉圧力*1				

※赤線部：①i

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を結ぶための付番
青色：設置更迭可本文及び系管接頭部からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置更迭可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準検査器（スト）（段定概要）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準検査器（スト）（段定概要）
黄色：前回指出時からの変更箇所	；前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設置許可申請書
添付書類八

(つづき)

分類	重要監視バラメータ 重要代替監視バラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可動型 計測器 個数
海水貯蔵タンク水位		1	0～3,20m ³	0～3,173m ³	後水貯蔵タンクの底部からオーバーフローレベル((~3,173m ³)を監視可能。	1
圧力抑制室水位			「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するバラメータと同じ。			
高压代替注水系ポンプ出口流量*						
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系 ヘッドプレイライン洗浄流量）*						
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量）*						
直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量*						
原子炉隔壁冷却系ポンプ出口流量*						
高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量*						
原子炉格納容器下部注水流量*				「⑥原子炉格納容器への注水量」を監視するバラメータと同じ。		
代替循環冷却ポンプ出口流量*				「①原子炉圧力容器への注水量」を監視するバラメータと同じ。		
④残留熱除去系ポンプ出口流量*				「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するバラメータと同じ。		
④原子炉圧力容器への注水量				「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するバラメータと同じ。		
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量*		1	0～1,50Pa _{1atm=1}	—*	高压代替注水系の運転時における高圧代替注水系ポンプの最高使用圧力(14.0MPa[gage])を監視可能。	
高压代替注水系ポンプ出口圧力*		1	0～15MPa[gage]	最大値：11.8MPa[gage]	原子炉隔壁冷却系の運転時における原子炉隔壁冷却系ポンプの最高使用圧力(11.8MPa[gage])を監視可能。	1
原子炉隔壁冷却系ポンプ出口圧力*		1	0～12MPa[gage]	最大値：10.8MPa[gage]	高压炉心スプレイ系の運転時における原子炉心スプレイ系ポンプの最高使用圧力(10.8MPa[gage])を監視可能。	
高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力*		1	0～4MPa[gage]	—*	直流駆動低圧注水系ポンプの運転時における直流駆動低圧注水系ポンプの最高使用圧力(1.70MPa[gage])を監視可能。	
直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力*		1	0～2MPa[gage]	—*	代替循環冷却系の運転時における代替循環冷却ポンプの最高使用圧力(3.73MPa[gage])を監視可能。	
代替循環冷却ポンプ出口圧力*		1	0～4MPa[gage]	—*	残留熱除去系の運転時における残留熱除去系ポンプの最高使用圧力(3.73MPa[gage])を監視可能。	1
残留熱除去系ポンプ出口圧力*		3	0～4MPa[gage]	最大値：3.73MPa[gage]	低圧炉心スプレイ系の運転時における低圧炉心スプレイ系ポンプの最高使用圧力(4.41MPa[gage])を監視可能。	
低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力*		1	0～5MPa[gage]	最大値：4.41MPa[gage]	監視可能。	
後水移送ポンプ出口圧力*		1	0～1.50Pa _{1atm=1}	—*	後水移送ポンプの運転時における後水移送ポンプの最高使用圧力(1.37MPa[gage])を監視可能。	
原子炉水位（広帯域）*						
原子炉水位（燃料城）*				「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するバラメータと同じ。		
原子炉水位（SA帯域）*						
原子炉水位（SA燃料城）*						

※赤線部：① j

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

要求事項との対比表

設置許可申請書
添付書類八

(つづき)

分類	重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)		可搬型計測器個数
					①原子炉建屋内水素濃度	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ^{*1}	
⑤原子炉建屋内水素濃度	7	0~10vol%	— ^{*6}	原子炉建屋内の水素燃焼の可能性(水素濃度: 1vol%)を把握する上で監視可能(なお、静的触媒式水素再結合装置にて、原子炉建屋内の水素濃度を可燃限界である4vol%未満に低減する)。	—	—	—
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ^{*1}	8 ^{*1}	0~500°C	— ^{*6}	静的触媒式水素再結合装置作動時に想定される温度範囲を監視可能。	1	—	—
⑥格納容器内空匣気候素濃度	2	0~30vol%	約4.3vol%	原子炉格納容器内の酸素濃度が変動する可能性のある範囲(0~4.3vol%)を監視可能。	—	—	—
格納容器内空匣気候放射線モニタ (D/W) ^{*1}	—	—	—	「⑩原子炉格納容器内の放射線量率」を監視するパラメータと同じ。	—	—	—
格納容器内空匣気候放射線モニタ (S/C) ^{*1}	—	—	—	—	—	—	—
ドライウェル圧力 ^{*1}	—	—	—	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	—	—	—
圧力抑制室圧力 ^{*1}	—	—	—	—	—	—	—
⑦使用済燃料ブール水位／温度 (ヒートサーモ式) ^{*2}	1 ^{*2}	0~7,10mm ^{*3} (0.P.25920mm~ 32930mm)	— ^{*6}	変動する可能性のある使用済燃料ブール上端近傍の範囲で使用済燃料ブールの水位を監視可能。	1	—	—
使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)	1	0~150°C	— ^{*6}	変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ブールの温度を監視可能。	—	—	—
使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式) ^{*2}	1	-4,300mm~7,300mm ^{*4} (0.P.21620mm~ 33220mm)	0.P.32895mm	変動する可能性のある使用済燃料ブールの上部から底部近傍の範囲で使用済燃料ブールの水位を監視可能。	—	—	—
使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ^{*2}	1 ^{*4}	0~120°C	最大値: 65°C	変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ブールの温度を監視可能。	—	—	—
使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ^{*2}	1	10 ¹ mSv/h~10 ³ mSv/h	— ^{*6}	変動する可能性のある範囲(5.4×10 ⁻² mSv/h~10 ⁷ mSv/h)にわたり放射線量率を監視可能。	—	—	—
使用済燃料ブール監視カメラ ^{*2}	1	10 ⁻² mSv/h~10 ⁰ mSv/h	— ^{*6}	使用済燃料ブールの状況を監視可能。	—	—	—

*1: 重要代替監視パラメータを示す。

*2: 重要代替監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

*3: 重要代替監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

*4: 設計基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高圧力に対する飽和温度。

*5: 計測範囲の場合は、原子炉圧力容器等レベルより1,313cm以上のところとする。(ドライヤスカート底部付近)。

*6: 計測範囲の場合は、原子炉圧力容器等レベルより900cm以上のところとする。(有効燃料棒頂部付近)。

*7: 計測範囲の場合は、原子炉格納容器下部(压力容器ベデスタル底部)のところとする。

*8: 計測範囲の場合は、ドライウェル圧力容器モニタのところとする。

*9: 壓心損傷は、原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105v/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。

*10: 局部出力領域モニタの検出器は124個あり、平均出力領域モニタの各チャネルには、A系17個及びB系14個ずつの信号が入力される。

*11: 個の静的触媒式水素再結合装置に対して、入口側及び出口側にそれぞれ1個設置。

*12: 検出点15箇所。

*13: 計測範囲の場合は、使用済燃料貯蔵ラック上端

*14: 検出点1箇所。

※赤線部: ①k

赤色: 様式-6に関する記載 (付番及び下線)	【〇〇条〇〇】開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色: 設置更替可と本文及び系統別種類からの引用以外の記載	<開催する資料>
茶色: 設置更替可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への開闢表 (補足説明書)
緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)	・技術基準規則(後)
紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則(前)と基本設計方針(後)との対比
■: 前回指出時からの変更箇所	■: 前回指出時からの変更箇所

様式－7

赤色: 様式-6に関する記載 (付番及び下線)

青色: 設置更替可と本文及び系統別種類からの引用以外の記載

茶色: 設置更替可と基本設計方針(後)

緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)

紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

■: 前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第73条 計装設備】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：開催する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
青色：設置更許可本文及び系統圖等から引用以外の記載	<開催する資料>
茶色：設置更許可本文及び系統圖等から引用以外の記載	・様式-1への開闢表（補足説明書）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準検査器）スト（既定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	；前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

設置許可申請書
添付書類八

第6.4-4表 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として

用いる補助パラメータ

分類	補助パラメータ
	<u>6-2F-1 母線電圧</u>
	<u>6-2F-2 母線電圧</u>
	<u>6-2C 母線電圧</u>
	<u>6-2D 母線電圧</u>
	<u>6-2H 母線電圧</u>
	<u>4-2C 母線電圧</u>
	<u>4-2D 母線電圧</u>
電源	<u>125V 直流主母線 2A 電圧</u>
	<u>125V 直流主母線 2B 電圧</u>
	<u>125V 直流主母線 2A-1 電圧</u>
	<u>125V 直流主母線 2B-1 電圧</u>
	<u>250V 直流主母線電圧</u>
	<u>H P C S 125V 直流主母線電圧</u>
	<u>高压窒素ガス供給系 A D S 入口圧力</u>
その他	<u>代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力</u>

※赤線部：②k

各条文の設計の考え方

第 73 条 (計装設備)					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	パラメータを推定するための設備の施設	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	—	a, b, c, d, e, f, g, h, i
②	パラメータの選定	同 上	1	1	e, f, g, h, i
③	把握能力の明確化	同 上	1	1 a)	e, f, h
④	把握能力を超えた場合の推定手段	同 上	1	1 b) 1 b) i) 1 b) ii)	e, f, h
⑤	推定パラメータの優先順位	同 上	1	1 b) iii)	e, f, h
⑥	パラメータの計測又は監視及び記録	同 上	1	1 c)	e, f, g, h, i
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
②	原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視	第 67 条に対する内容であり、本条文では記載しない。	—		
③	事故時の手順等	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—		
④	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。	—		
⑤	設計基準対象施設の計測装置	第 34 条に対する内容であり、本条文では記載しない。	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
◇①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—		
◇②	事故時の手順等	設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しない。	—		
◇③	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記載であり記載しない。	—		
◇④	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。	a, c		
◇⑤	多様性、位置的分散	第 54 条に対する内容であり、本条文では記載しない。	—		
◇⑥	悪影響防止	同 上	—		
◇⑦	容量等	同 上	—		
◇⑧	環境条件等	同 上	—		
◇⑨	操作性の確保	同 上	—		
◇⑩	試験検査	同 上	—		

【第73条 計装設備】

— : 該当なし
■ : 前回提出時からの変更箇所

様式－6

4. 詳細な検討が必要な事項	
No.	書類名
a	要目表
b	単線結線図
c	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
d	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
f	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
g	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
h	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
i	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書
j	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
k	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書